

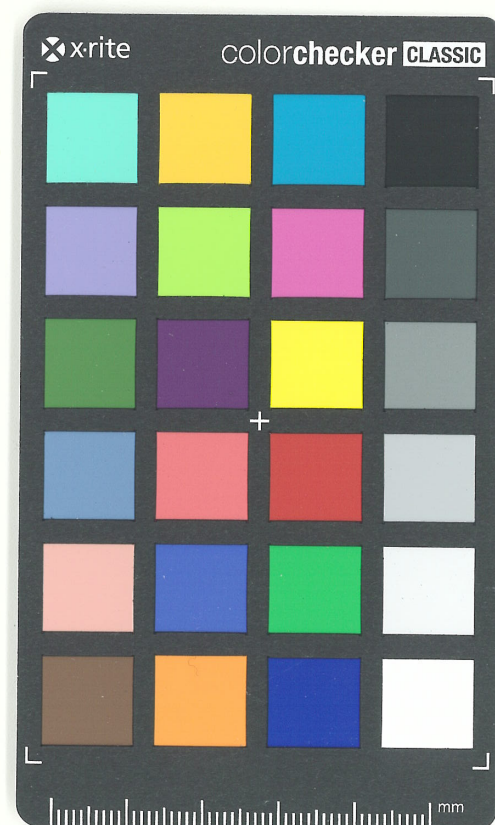
昭和五十二年
第一回臨時会

(四月二十五日開会
四月二十五日閉会)

日野市議会議録

(第十号)

日野市議会



昭和五十二年
第一回臨時会
日野市議会議録目次

○四月二十五日 月曜日(第一日) 午後二時二十五分開会 午後五時五分閉会

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開会	5
会議録署名議員	5
会期の決定	5
(議案上程)	
議案第三九号	6
議案第四〇号	12
議案第四一号	22
議案第四二号	36
議案第四三号	37
閉会	38

四月二十五日

月曜日

(第一日)

大
會
堂
開
會

昭和五十二年
第一回臨時会
日野市議会議録

第十号

四月二十五日 月曜日(第一日)

出席議員 (二十四名)

四番	正国	大治
五番	鈴木	美奈子
六番	橘	祐子
七番	板垣	正男
八番	黒川	重憲
九番	林	重義
十番	谷	栄吉
十一番	剣持	佐吉
十二番	石坂	勝雄
十三番	竹ノ上	武俊
十五番	市川	芳太郎
十六番	秦	正一

欠席議員 (五名)

一番	滝瀬	政吉
二番	滝瀬	敏朗
三番	奥住	芳雄

十八番	杉山	寅三郎
十九番	高橋	通夫
二十番	佐々木	昭雄
二十一番	大柄	保雄
二十二番	大下	博君
二十三番	本間	久君
二十四番	一ノ瀬	隆君
二十五番	日野	作君
二十七番	三浦	重春
二十八番	飯山	茂君
二十九番	島村	孝志
三十番	名古屋	史郎

十四番	米沢	照男
十七番	清水	芳雄

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男
助役	前川恒雄
収入役	杉本好次郎
企画財政部長	加藤一男
総務部長	松村清栄
市民部長	森久保三次

生活環境部長	加藤一郎
都市整備部長	成井正夫
建設部長	田倉高光
福祉部長	赤松行雄
水道部長	中島武男
教育長	倉又秀作

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	中村亮助
書記	朝倉敏夫
書記	鈴木晴彦
書記	荒井一雄

書記	榎村正男
書記	川上輝子
書記	安原清美
書記	小松恵美子

議事日程

昭和五十二年四月二十五日(月)
午後一時開会

一、 会議録署名議員の指名

二、 会期の決定

三、 議案第三九号 日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について

四、 議案第四〇号 日野市庁舎防音改築工事に伴う植栽その他工事請負契約の専決処分の報告承認について

五、 議案第四一号 和解の締結及び損害賠償の額の決定について

六、 議案第四二号 昭和五十二年度日野市一般会計補正予算について(第一号)

七、 議案第四三号 昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について(第一号)

本日の会議に付した事件

日程第一から第七まで

午後二時二十五分 開会

○議長（名古屋史郎君）

これより昭和五十二年第一回

日野市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十一名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名の件については、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認め

二十二番 大下 博君

二十三番 本間 久君

を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（島村孝志君）

昭和五十二年度の

第一回臨時議会の運営について、議会運営委員会をけさの十時から開催しておりますので、その結論について御報告いたします。

その前に若干のお時間をいただきたいと思いますけれども、御存じのように三月議会の途中から一ノ瀬議員にかわりまして議会運営委員会の方を担当することになりました。議会運営委

員の方々については非常にベテランの方が多いわけですが、私も、議会運営委員会所属が始めてでございます。非常に不慣れでございますけれども、一生懸命議会運営委員の方々と取り組んでまいりたいと思いますので、何分の御協力をお願いいたします。

それではさっそくですが、本日、送付されております議案の三九号から四三号までの案件について、議運の中でかなり慎重に論議をいたしました。緊急性あるいはその必要性等について論議をいたしました。途中、休憩等を取りながら論議をいたしましたけれども、結論的に満場一致、本臨時会の中で御審議をいただくと、さらには委員会付託をすべて省略をし、本会議で結論を出すということと結論をみました。会期は本日一日限り、ということで決めましたので御報告を申し上げます。終わります。

○議長（名古屋史郎君）

ただいまの議会運営委員長長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって会期は本日一日と決定いたしました。（「議長」と呼ぶ者あり）市長。

○市長（森田喜美男君）

一言時間をいただいております。さつを申し上げます。と思います。

○議長（名古屋史郎君）

お諮りいたします。市長から発言の申し出がありますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）市長どうぞ。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

きょうは臨時議会をお願いを申し上げたわけですが、冒頭、時間をいただきまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。初めに議員の皆さんにはいよいよ御清栄のこととお喜びを申し上げます。このたびの市長選挙におきまして、私は市民各位の御支持によって当選の栄位に浴し再び市政を担当することになりました。感激にあわせ責任の重さを身にしみて感じる次第であります。二期目のビジョンは「みんなでつくる、緑と文化の市民都市」であります。市民の健康と文化の保障できる町づくりに全力を注ぎ決意であります。これから一層の御支援と御鞭撻をお願い申し上げます。就任のあいさつにいたします。よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（名古屋史郎君）

これより議案第三十九号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

議案第三十九号につきまして提案の理由を説明申し上げます。本議案は地方税法の一部改正に

伴い市税条例の一部を改正するものであります。これは去る三月三十一日付で公布されましたが、議会を招集するいとまがないので専決処分をいたしましたものであります。なお詳細につきましては担当部長に説明をいたさしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（森久保三次君）

御説明申し上げます。

ただいま提案の説明にもありましたように、三月三十一日地方税法の一部を改正する法律案が通過いたしましたので、四月一日施行ということになりましたので、議会を招集する暇がございませんでしたので、専決処分をさせていただきます。内容といたしましては、三月の定例議会において全員協議会の際了解をいただいておりますけれども、お手元に配付してあります条例の改正の要点につきまして御説明申し上げます。

一番といたしまして障害者の非課税限度額の引き上げでございます。これは従来七十万円が八十万円になりました。

二番目に均等割の非課税限度額の引き上げでございますが、扶養家族の合計人数掛ける十七万円となりました。現行では十五万円でございます。

三番目に法人市民税の均等割、税率の引き上げでございます。資本金が一億超で市内にある事業所の従業員数が百人を超える

法人は八万円、現行二万四千元。資本金が一億を超えて従業員数が百人以下の法人と、資本金が一億以下、一千万円超の法人は二万四千元、現行一万二千元でございます。次に資本金一千万以下の法人が八千円、現行七千二百円でございます。法人均等割の税率の改正による増収見込額といたしましては四百五十七万五千円でございます。

次の四番の家屋に係る固定資産税の減額でございますけれども、これにつきまして七十条の四項でございますけれども、これは誤りでございますので取り消いたします。これは地方税法に規定してございますけれども、条例には規定してございせんが、新築住宅の減額措置の適用について、区分所有者の専用部分ごとに面積を計算して、百平米以下は減額の対象にする」と新築住宅に係る減額措置の適用要件の改正でございます。

次に五番目といたしまして、用途変更をした軽自動車の税率の改正でございます。賦課期日四月一日ですが、以後において用途変更により適用すべき税率が異動した場合、その年度は異動前の税率による。その用途変更とは自家用車を営業用にかえたという場合でございますが、年額三千三百円が営業用になりますと三千九百円になりますけれども、年度の中途で変更しても月割り課税による変更はしないということでございます。

六番目に、所有権変更した軽自動車税の取り扱いでございますけれども、賦課期日後に市内で軽自動車等の承継取得があった場合は、年度末に所有者の変更があったものとみなす。ただ

しその後、年度末までに定置場が他の市町村に変更されたときは、その変更された日とするということでございますが、これは市内の者同士で軽自動車の売買があった場合には月割り課税をしないということです。ただし日野市以外の方と売買した場合にはその月から月割り課税をするということでございます。

七番目といたしまして、公害規制に適合する軽自動車税の税率でございますけれども、五十二年の軽自動車税に限り昭和五十三年度規制適合車は五十一年度規制適合車と同様に昭和五十年の税率に据え置く。五十年の税率は軽四輪車といたしましては四千五百円でございますが、五十一年度の改正で五千九百円になりました。適合車といたしましては五十年の税率を据え置くというものでございます。条例の改正といたしましては以上でございます。

なお地方税法の改正により条例に改正のない部分につきましては、参考として次に掲げてございますが、市民税のこれによります減収は概算五千八百四十一万二千元と見込まれております。

次に参考の二番目でございますけれども、固定資産税の課税標準特例の変更でございますが、従来、新築住宅につきましては中高層耐火住宅、これにつきましては七年間二分の一でございましたが、この改正で五年間につき二分の一というふうに変りました。

三番目に電気税及びガス税の免税点の引き上げでございますが、電気税につきましては二千四百円、ガス税につきましては四千円が四千八百円、以上でございます。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。
剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君） 内容については法律で決ま
って、しかも三十一日に公布になったというんですから
動かすことができないと思うんですが、そう理解してい
いかどうかということが一つ。説明を聞いただけでは、
法律に弾力性があるとすれば、ここで審議をしなければ
ならないと思うんですが、そういう部分があるかどうか
ということが一つ。

それからもう一つは条例の改正ということになります
と、法律の改正になるわけですが、法律の改正が緊急や
むを得ざる場合としてちよいちよい行われては困るとい
うことですね、それは議会制民主主義を悪い言葉で言え
ばじゅうりんすることになりますので、軽視というのか、
じゅうりんすることになりますので、たてまえとしては
むずかしいようでも議会を通すべきだと思わうわけです。
ところが緊急性の問題については説明はないし、わから
ないわけです。はっきり言って、なぜわからないかとい
うと三月に終わって四月ですが、三月三十一日に公布さ

いますので、四月一日から適用になりますと、現在のこの日
上程して議決されます場合には、四月一日からですと増税でこ
ざいますので、その分が遡及することになりますので、四月一
日に施行ということになりますと、その日かそれ以前に議決を
通していないとまづいということでございます。それは都の地
方課のほうからもそうした指導が参っております。いとまのな
い場合には専決処分のできるだけ早く条例を改正しておくべき
である、という指導が来ております。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君） 剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君） 指導が来ているというのは理
由にならないわけですよ、私に言わせれば。何か文句言うよう
な印象を受けちゃ困るんですけれども。市長選挙があるのでお
互いに忙がしいだろうから、その間に条例を作らなければなら
ない、こう言っておりますけれども、いままでのうちに事務局
でもって作ってもいいと思うんですが、議会をいままでに開く、
十八日は開票になったわけですから、十九日には用意してもい
いわけですね、決裁も用意すればできるわけですね、そうすれ
ば十九日の日にこの議会を開いてもいいんじゃないか、議会を
開けば議会を尊重することになりはしないかというんです。上
からの指導があったからと言っても、そういう方法はあるん
ですよ、それに文句を言っているんじゃないんです。ただ同じこ
とをするならば、法律を作るのに旧憲法には緊急勅令というも

れたものを四月の一日から施行せざるを得ないという緊
急性があるならば、いま四月ですからこの議会に条例を
提案してもいいわけです。その以前に緊急に締結しなけ
ればならなかった理由が明確であるならば、これは問題
はないと思うんですが、その明確さがまだ説明を、私、聞
き落としたと思えないんですが、もし落としたならばそ
れで結構ですが、市長も議会を開くいとまがなかったと
言うし、市民部長も議会を開くいとまがなかったと言う、
どうしていとまがなかったのか、たとえば言いかえたな
らば、きょう以前にやらなければならなかったことがど
こにあったのかということが問題になるわけです。私は
あえて問題にしようという考えではないんですが、議会
制民主主義を尊重する態度とするならば、その緊急性を
もっと強く打ち出さなければならぬ、以上二つの問題
についてひとつ説明をしていただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 市民部長。

○市民部長（森久保三次君） 今回の市税条例の一

部改正につきましては、全く地方税法の改正をする法律
に基づくところの改正でございますので、市の条例で裁
量の余地はないものでございます。

ただ法人の均等割りににつきましては、標準税率の改正ござ

のがありましたですね、その乱用がああいう事態を起こしたの
で専決、専決と言うならば、市長にいやみを言っているんです
決してないんですよ、事務局でやっているんですから、事務局
は選挙に関係ないわけですよ、そうすれば十九日にも議会を開
けるんじゃないか、しかもこれ内容は弾力性がないと、この日
野市向きにやる部分がないんだとすれば、形式的にやればいい
ということになるわけです。そうであるならばいまやたつて、
これからだつてで可やしないか、そのことによって議会制民主
主義が確立されていくことにはしなないかと言っています。

市当局が議会を軽く見たような印象を与えやしないか、とい
うことを私は言っているんですよ、上からの指導だから、そう
であるならば議会もいらなくなる。上からの指導だからこのま
まだ、質問もいらなければ審議もいらなくなるわけです。そう
いう論理ではなくて、もう少し事務的にやれば議会を尊重する
方法があったのではないかとこのことを言っている。その緊急
性については乏しいのではないか、乏しかったということ認
めるならばそれでいいじゃないですか、上からの指導があるか
ら乏しいと思っていませんじゃあまるで自主性がないから、私
それを言っているんですよ。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） この専決処分につきましては、
実は三月議会の過程の中で、あらかじめ議会にも全協の中で御

了解をいただいたわけでありました。それで剣持議員のこの御質問の要点は、当然議會を開いて審議をするという趣旨ですから異論はないんですが、手続的に言いますと、この法律が三月の三十一日に国会で議決をされ、それをすぐ同日付で専決をする、そういった運びにあらかじめなることをお話をしておいたわけでありました。御了承をいただいた、とまた思っております。そういう内容でありますので、なるべくならば専決をしないというたてまえは結構ですが、事務的に言いますと、この条例改正の事件はこういう前提条件をもつものでありますので、したがいまして専決を行い、一番近い議會におきまして報告をする。こういう手順をとったわけでありました。

今後その御趣旨を十分尊重しながら、なおこの事例につきましてはそういう次第でありました、ということをもう一遍お話をいたしましたして御了解をお願いをしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

市長のそれでよくわかりました。私の言うのを誤解してもらっても困るんですが、きょうこの臨時議會を開いて出せば可決の通過の公算が多いわけですね、そうであるならばきょうまで専決処分をしないで、きょうの議會にかけて、初めて条例というものが決まるというスタイルのほうが議會制民主主義を尊重した姿になりはしないか、ということ私は言っているわけでありまして、別に私は文句を言う

つもりも何ありませんので、市長の今後尊重しようということとで十分ですから、今後はそういう方向で事務局を督励するように努めていただきたいと思います。終わります。

○議長（名古屋史郎君）

市民部長。

○市民部長（森久保三次君）

ただいま都の指導でそうしたことをやったということは、自主性がないという発言でございましたけれども、指導ということは一日以降議決されたということになりますと、増税でございますので、違法性が強いので、できるだけ四月一日に条例の改正をしておけという意味でございます。これが減税でございますれば、さかのぼってもしつかえないわけですが、増税となりますと、たとえ十八日でも十日でも違法性がありますので、そうした方法で処理するようにということでございました。以上で御了解をお願いします。

○議長（名古屋史郎君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

それではお伺いしますけれども、四月一日に専決処分をしなければどういう点が不都合があるんですか。はっきりそれを明確にして下さい。

○議長（名古屋史郎君）

市民部長。

○市民部長（森久保三次君）

たとえば条例にございました、法人の均等割りが増税になってしまふ、この増税は四月一日から適用なんです。この条例が、そうしますと四月一日

から均等割りを上げなければならぬわけです。増税を執行するわけですから、四月一日にこの条例が改正しなければ法人の均等割りが旧条例の税率きり取れないわけです。四月分については月割りの課税ですから、四月一日に条例は改正をやりなさいということでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

きょう条例が決って、四月一日に効力が発生するという条例ではないんですか。

○議長（名古屋史郎君）

市民部長。

○市民部長（森久保三次君）

増税の場合には好ましくないということでございます。それが減税でしたら当然さかのぼっていいんですけれども……。

○議長（名古屋史郎君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

そうなってくるとちょっと問題があるので、了解している人はいいかもしれませんが、この条例はいままでよりは、納税者が負担が軽減されるので有利なんです。（「増税だから違うよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

きょうからだって、今月この条例を施行するのに、一日からやらなければ不都合なんですか。

○議長（名古屋史郎君）

市民部長。

○市民部長（森久保三次君）

施行といたしましては、

四月一日ということになっておりますので、標準税率に對しましては四月一日から増税ということになりますと不都合になります。四月一日からは、今月分は旧税率で課税することになりますので、課税上の、非常に複雑になりますし、全国一斉に四月一日から標準税率として改定いたしましたので、日野市といたしましてそういうことは不都合になると思います。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

自分は確認ですが、剣持議員はちょっと誤解しているんじゃないかと思いますが、こういう件の問題は取り扱いの問題を剣持議員も疑義があると思うんです。私もその点専決にすること自体議會というものがあるならば、なるたけいくら理事者のほうから権能で専決ができるんではないか、そうすべきではない、いとまがなかったということではいるんだと思うんですが、前に全協で三月議會に了解をしているので、この問題には言わないんですが、こういうことが従前にわかっている場合には、三月三十一日に國會を通過する前に議決するわけにはいかないでしょう。（「そうです」と呼ぶ者あり）一日にもし会期を延ばしたら、一日ならばできるということでしょう。その点を今後に研究すべきではないかということをお聞きします。意見になるかもしれませんが

せんけれども、従前にわかっているんなら……。

○議長（名古屋史郎君） よろしいですか。次に橋祐子君。

○六番（橋 祐子君） ちょっとさっき聞き漏らしたので聞いておきたいんですけども、個人市民税の非課税の範囲がこういうふうになるために、税金が入ってくるのか、若干この点では少なくなってしまうんですけども、それがどのくらいになるのか、ということ、もう一つ法人の均等割りの税率が上がったために入ってくるのか、先ほどちょっと言われたんですけども、よくわかりませんでしたけれども、さっき言われたのが法人の均等割りだけで、新しく入ってくるお金が四十七万五千円ですが、そういうことなのか、そこがどこまでということとが知りたいんです。だから均等割りでは幾らと、それから軽自動車税率では幾らと、総額では幾らになるんだということをおわかれれば教えていただきたい。

○議長（名古屋史郎君） 市民部長。

○市民部長（森久保三次君） 法人市民税の均等割りの、いわゆる改定による増収分は四百五十七万五千円です。それと市民税につきましては、この分といたしましては、ほとんど対象が、ちょっと算定は、現在試算はしてございません。申しわけございませんけれども、地方税法の改定による所得控除の引き上げといたしまして、減収分が五千八百四十一万二千

円と試算されておりますけれども、この中にひとつ包含ということで御了解願いたいと思いますが。

○議長（名古屋史郎君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題になっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よって議案第三九号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。（「休憩」と呼ぶ者あり）

これより議案第四〇号、日野市庁舎防音改築工事に伴う植栽その他工事請負契約の専決処分の報告承認の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。（市長登壇）

○市長（森田喜美男君） 議案第四〇号につきまして提

案理由の説明を申し上げます。

本議案は、日野市庁舎防音改築工事に伴う植栽その他工事の請負契約についてであります。これは地方自治法第七十九条第一項の規定により、議会を招集するいとまがないので、四月六日専決処分をいたしましたので、同法同条第三項の規定により、本臨時議会に報告し議会の承認を求めるものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上であります。

○議長（名古屋史郎君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君） この工事は現在建設中の日野市庁舎敷地内に植栽工事及びその他の工事を施工するものでございます。この内容といたしましては植栽工事といたしまして、ケヤキ、カシ等の約三十一種類の樹木一万四千九百六本を植栽するものでございます。その他の工事といたしましては、鉄筋性の三十六台収納の自転車置き場、それからベンチ、フラワースト等を設置いたします。またこの前の外構工事といたしまして、庁舎内の外周道路に沿って歩道を設置いたします。業者の指名にあたりましては本工事は競争入札に適する条件がないので、現在庁舎建設を請負っております鴻池と随意交渉をいたしました結果、予定価格内の四千五百万円の見積もりを得ましたので、この専決の承認を求めるものでございます。以

上です。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。谷 栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） さきの議会の折に、庁舎建設にまつわる業者の件で、市長に對しまして質問し、市長もこれを是として回答がなされておったのは周知の事実でございます。そこで市内業者の取り扱いにつきまして、市はどのような配分の中でこの庁舎建設にまつわる市内業者の採用をされるかにつきましての御説明をいただきたい。どの業者がどのような適正価格で仕事をしておるか、それらをお伺いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 御存じのとおり、現在、鴻池があつた工事をしておりますので、出合い丁場ということもございまして、随意交渉にいたしましたわけでございます。以上です。

○議長（名古屋史郎君） 谷 栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） ただいま私が質問いたしましたのは、この随意契約ですかでやっただという総務部長さんからの答弁だけでございまして、私が質問しておるのは、当時、庁舎建設についての業者委託についての時点で、市長が、市内業者にでき得る限りの工事はやっていたんだ、もちろん日野市内業者もお手伝いをさせていただいたんだ、という熱意の訴えがございましたことにつきまして、私はそれにつきまして、いまお伺いしておるわけでございます。はたして、どのよ

うな工事を市内業者に委託したのか、また、それらの適正価格で下げ渡されておるのか、それを質問しておるわけです。その点、御回答願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

私どもといたしましては、市内の業者優先ということで、これはすべて市内の業者を優先にいたしまして、指名をいたしておりまして、現在も市内業者が大体指名から漏れるというところはございませんし、また、市内業者が、非常に現在手持ちが多いわけでございます。そういうことで、他市の業者を指名するということは、現在の指名業者が手いっぱいの場合のみ他市の業者を指名する、こういうことでございますから、市内の業者を優先しているのが現状でございます。

○議長（名古屋史郎君）

谷 栄吉君。

○十番（谷 栄吉君）

二度も三度も質問するのはいやなんです。確かに部長さんおっしゃるのは、市内の業者に下げ渡しておる工事がほかにありますよ。この庁舎建設に限ってのこと、私は質問しておるんですよ。それをひとつ回答願いたい、こういうように訴えておるわけです。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

市が発注する工事ですから、市内業者でやり得る仕事は、なるべく市内向けにするというふ

望ましいことではなからうか、私どもは絶えずこれを考えておるわけでございます。そこでこの随意契約ということになっておりますが、たかだか四千万、五千万ぐらいの工事でしたら、市の市内業者でも植栽その他のこともできるのではなからうか、このようにも考えられるわけです。

なお、市内には、かつてカドミに汚染されたたんばに東京都の指導の中で植樹をしないと、これには埋め土も客土も必要ではなからうか、ということで、苗圃園をやられておる農家もございます。それらの苗木がどのように市では指導し、販売指導を行っておるのか。幸いここで考えられている中には、非常に農家で植栽しておる樹木も見受けられるわけでございます。それらを、はたして市の指導で購入する意図があるやなしや、それらをまず伺いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

御趣旨の言われていることは、別段大きく異存はありませんので、ただ市内業者であるから、市の仕事は一括して自分たちの受け持つ範囲だ、ということには、ならないわけでありまして、やっぱり相互の努力が必要である、そのことを要請しておるわけです。そういう結果が近く出てくるだろうと思っておりますから、そういう中で適切な指導をしていこうと、こう思っております。

それから農家の苗木等の育成は、これはまた別の観点からお

うには基本的に考えております。ただし、この庁舎建設というのは、御承知のとおり、大変市としても大きな工事高並びに工事量でありますし、それから一括して発注するわけですから、それから先がどこに行くか、ということは、われわれは詳しくは知りません。精神的にはなるべく市内の業者を使うようにという総合的な意見はつけてありますけれども、それは後はやっぱり市内業者の努力の必要もありましょうし、それから能力のこともありましょうし、市内業者だからといって、何か勝手なことをさせるといっても、これもまた適当ではありません。多少どうも市内業者が、地元育成ということをかさに着て、少し振る舞い方が適当でない、ということも近ごろ感じております。これらにつきましては、今後の指導の中で是正をしたい、とこう思っております。

○議長（名古屋史郎君）

谷 栄吉君。

○十番（谷 栄吉君）

大変、何か市長さんとしては、発言の中身にちょっと何か疑問も感ぜざるを得ないわけでございます。

これは大分大きな問題になるんだろう、多少業者の中には、意見の対立等もあって、入札の時点で多少、市側の意向とは変わったいろいろ行動、発言等もありになったことと思われまふけれども、やはり何と言っても中小企業の育成という段階の中で、やはりある程度のことは、大きな見地からこれをながめながら指導し、しかる後、発注していくという方法が最も

力添えをしたい、こういうふうに考えておりました、すぐ、作っておられるものが市の需用に役立つ、間に合う、というものもありましようし、また、そうでないものもありますから、なるべく間に合うものは恐らく市内で調達をするということになるだろうと思っております。

以上のようなことで、御趣旨はなるべく尊重はいたしますけれども、市内なるがゆえに、何か業界があれですね、われわれの指導に多少、服さないような振る舞いもあるようですから、そういうことであれば、やっぱりそれなりの指導はしなきゃならない、これは、あたりまえのことだと思っております。

○議長（名古屋史郎君）

谷 栄吉君。

○十番（谷 栄吉君）

どうも市長の考えとは、私どもが期待した当時の時点でのあれと、ただいまの答弁とは、どうもかみ合っていないような感じがするわけです。と申しますのは、やはり本工事と、また、それにまつわる工事と分離したこの時点の市長の約束とは、これはこの時点で、これらは市内業者でできるから分離したんだと、このように説明があったわけでございます。それをいまから、ここで、ああだ、こうだと、やりとりする気持ちは毛頭ございませんが、もちろんかっこうはつけなきゃいけないと思いますが、この苗木につきましては、一応、長年のやはり手入れ、管理その他でやっぱりな樹木に育て上がるわけでございます。何もすっかり手入れをした金のかか

った樹木を植えるのも、それはけっこうかもしれないが、やはりそこところは非常に大金をこれに投じておるわけでございますから、なるべく数多くやすすというこの眼目で、やはりやるべきではなからうかと、このように私も感じておるわけです。安い苗木を育て上げて十年、十五年となれば、やがて大木になっていくわけです。それをやはり考えてのあれをやったのかどうか、今後のこともございますので、かみ合わないところは、また後日ということで質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）

次に石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

自分は意見で言います。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

いま、この設計図面が配られたんだけれども、これはどういう方が設計されたかということ、それから、これには方向等が書いてないが……

それからこの四千五百万円の植栽とその他の工事ということになっているが、先ほど総務部長の説明では、そういった工事の説明はあったけれども、植栽に予算がどのぐらい、そのほかの工事にどのぐらい、こうしたことの金額ですね、それを明細をちょっとお願いいたします。

それからこの植栽で、植栽というのは樹木を植えるわけだから、そういう場合には、中には枯れる木があるんだけど、そういった枯れた場合に、植えかえとかそういう責任の契約が

すか。

○議長（名古屋史郎君）

建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

ただいま、そこまで資料を持ち合わせておりませんので、恐縮に思っております。

植栽が、総務部長からさっき申し上げましたように三十一種類、そのほかに施設としては、ベンチなり、くずかご、たばこの吸いがら入れ、フラワーポット、自転車の置き場が三十六台収容というようなこと、それからそのほかに、周囲に平板を敷くというような工事でございます、この事業費の七〇%ぐらいが植栽に当たると、こういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

図面には方向が入っていないけれども、私のところの庭を設計させた人の中には、ちゃんと北とかがあったんだが、そういうことはないんですか。

○議長（名古屋史郎君）

建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

ちょっと私も大きいの持っておりませんので、まことに申しわけありませんが、小さいので申し上げますと、上が実践女子大学側ですから、方向としては北東ぐらいになるはずでございます。したがって、その位置が示していないようなお話ですが、大方、上が、やや北というのは、北東ぐらいに当たる北を指した、という意味になるうかと思いますが、そういう図面になっております。

できてるのかどうか、そういう点、御回答願います。

○議長（名古屋史郎君）

建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

お答えをいたします。最初

の設計者でございますが、もちろん庁舎を設計をいたしました設計業者、岡設計事務所でございます。

内容を申し上げますと、設計者の中には本体工事とか、電気、給水、排水あるいは造園というような部門別に内容が分かれておりまして、したがって、その造園部門を担当する設計者が設計したということでございます。

なお具体的には、それに重ねまして公園緑地課等の職員も加わりまして検討したということで、設計の内容は煮詰まっておりますのでございます。

それから植栽とその他の工事との費用の負担配分という二点目ですが、大かた七対三ぐらいで植栽量が七ぐらいの割合ではなからうかと、このように思っております。

それからなお、植木につきましては枯木補償でございますが、この植栽につきましては、通例で一カ年の保証期間で、枯れた場合には補償する、こういうことになっておりますので、当然それによりされると思われます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

金額については七対三というようになことだけれども、幾ら幾らということとは出てないわけで

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

方向を示すのが抜けたということならわかるけれども、どうしてなかったのか、ということ。やはり専門家がやったならば、北とかそういうものははっきり入ってなければ、専門家と言えないんじゃないかと思いますが……。

○議長（名古屋史郎君）

それは意見ですか。（「そう

です」と呼ぶ者あり）次に林重義君。

○九番（林 重義君）

ただいま谷さん、高橋さんから、

いろいろと細かい点が聞かれましたのでその点は省きまして、私はこの植栽の専決の問題ですね、専決は、いとまがなかったからという同じ庁舎と関連性があるので、鴻池組に随意契約として行ったことの説明のようです。それで、これは現在の担当課は、どこの課で終わるまで担当するのかということが一点と、いま設計業者がやられたということで、やはりこれだけの三千万からの工事ですと、設計費用ですね。当然、設計者がやる場合に設計費用がかかると思うんですけども、この設計費用については、前の庁舎をやられた設計業者がやられたのかどうか、その二点だけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

第一点は、これは最後までで建築課で担当いたします。

○議長（名古屋史郎君）

建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

重なりますけれどもお答え

いたしますが、確かにこの設計は、当初、一番最初に庁舎の設計をいたしましたときに、これも考えておったというようなことで、途中、植栽工事を除きまして工事を発注をしたという経過がございますが、そういう中で、これも含んでおるといふことでしたがって、設計費につきましては、そういう経過をたどっております。それから担当は建築課でございます。

○議長（名古屋史郎君）

林 重義君。

○九番（林 重義君）

担当ですが、担当は建築課という

ことでございますが、市には公園課もできておりますように、それにこの日野市の庁舎ですと、庁舎の庭ということになりますと、これは当然百年の計というか、シンボルというか、そういう形のところじゃないかというふうに私は解釈をいたします。それでやはり庁舎自体もそうでしょうけれども、この庭について設計者はりっぱな方がやられたということで結構だと思えますけれども、それに対して建築課が果たしてそれを監督をするだけの、建築課に造園専門というか、そういう職員がいて初めて監督行政が市の行政としてなしていくんじゃないかと私は考えるんです。そういうことからいって筋が筋だから建築課でやらせたんだと思うんですけれども、そういう点は市として安心感を持って庭の造成がなされるかということをやっと。

○議長（名古屋史郎君）

建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

お答えいたします。先ほど

ちょっと申し上げましたように、設計の段階では公園緑地課の職員等も含めまして内部の検討をいたしましたし、それから御指摘の点につきまして内部の問題でもございますが、十分その意に沿って支障のないような造園計画といえますか、造園の実施といえますか、そういうものを進めていきたいと、このように考えております。

○議長（名古屋史郎君）

林 重義君。

○九番（林 重義君）

部長の話ですとまちがいないよう

に進めていくということでございますが、やはり技術がないものがみたって業者のやるとおりということより仕方がないんじゃないかというように私は考えるんです。意のある監督者がおってこそやはり一切のものについて支障なく工事が進んでいくというふうに私は考えるんですけれども、そのために専門家というものがあるんじゃないかというふうに私は考えます。そういうことからいって先ほども市長は、谷議員の質問ですけれども、市の業者にぜひやらせるとかいう話もあったようにお聞きするんですけれども、私はこのような百年の計を立てる公園でしたら、庁舎もそうでしょうけれども、公園も実際にやはり日野市のシンボルとしてできるんだと、設計機械もそうでございますけれども、やはりそれには日野市の業者の方にも、中

には良心的な業者もおるんじゃないかと思えます。やはり日野市の公園をりっぱにやったというような、やはり業者間には一つの何といいますが、プライドというか、そういう形のこともあるんじゃないかというふうに私は考えます。そういうことからいって工事を早くやらなければ緑のことでですから時期を失すばできないと思えますので、入札その他も早く行ったということじゃないかというふうに私は考えますけれども、そういうような気持があるんですたら、やはり日野市の業者といつも話し合うというか、市民対話というか、そういう形にもっていく以上、やはりこれからの日野市の緑の育成ということについても、やはりそういう方とも話し合って、そうすれば、余りにも事務的というか、印刷的というか、そういうこともあるんじゃないけれども、そこにはやはり日野市の一丸とした業者の善意をもってシンボルとしての公園をつくっていただくということもあり得たんじゃないかというふうに私は解釈するんです。そのようなことからいってそういう考えを市長自身が持たれたか、持たれないかということもお聞きしたいと思えます。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

庁舎特別委員会等でこれらの

ことを含めて御審議をいただいたと思っておりますが、庁舎関係につきましては建物ももちろんでありますし、それから配置、それから特にこういった前庭の植栽、こういうことも含めて設

計を、基本設計をやったわけでありまして、その基本設計の資格審査に合格したのが岡設計であったということでもあります。したがってこれは外回りは全くまた別の設計だということではなくて、全体の設計の中の配置の一部分であります。すでにその当時から、この前庭の植栽は、どういう木を使おうかということがまで設計者としての意見等もありまして、それらのことが総合的に目に止まって、こういう設計者に委託をしたという結果になっておりますし、したがっていましてその精神は一貫をして単なる役所のビジネスのセンターではない、市民が集まっているいろいろな団らんなり、それから触れ合いのできる場所をつくらうと、市民センターにしようというものが終始一貫しての流れでありますので、そういうアイデアから全く外れておるわけでもありませんし、それに基づいた中でこの植栽計画もつくられておる、こういうことでございます。それから生木ですからして、季節のこともありますし、それからだれが内容的には受け持つということを詳しくは知りませんが、主な木になりますと木を探したりいろいろやっておりますから、それらのことの前提の中で段取りはついておると、こういうふうに思っております。それらがすべて積算をされた合計金額から庁舎の当初の落札をしました歩合いを差し引きまして、それで受注をしておるということですから、普通のやり方でもありますし、万漏がない方向で完成に進んでおるといふふうに考えておりますので、

でき上がりをひとつまたごらんをいただきたいと、こう思うわけであります。

○議長（名古屋史郎君）

林 重義君。

○九番（林 重義君） 市長と大差ではございませんけれども、かみ合わないんですけれども。私、意見を言ってしまうんですけども、このような形でやはり建築課が監督をやるんだというところ自体がおかしいんじゃないかと思えます。日野市はれっきとした公園課というような課がございますし、技術者もございまして、やはり技術面については技術者が監督すべきじゃないかと私は考えます。それにやはり一応、地元の業者にもブライドがあるんじゃないかという話も私はいたしましたけれども、それもやはり一応業者としましたら、これらの日野市の文化と緑の都市をつくるというようなテーマの上に立っていくというようなことでございまして、そういうことからいっても、やはり一時的な、このようなところでも、やはり業者の名を残しておいてやるということも私は必要なんじゃないかと思えます。それについては細かい点でいろいろ業務が市の行政の上にもあると思えます。たとえて言うならば、大きな木が枯れましたからそれをどうしようかというようなときにも、やはり特定なそういうような形でしたら多少なりともすぐに、そういうふうな災害が起こるような時点の樹木があった場合でも、やはりそういうところに緑つなぎとか、そ

ういうことがしてあれば何らかの点において市と業者との結託ではございませんけれども、誠意と誠意のぶつかり合いにおいて解決する時点があるというふうに考えますので、その点を指摘しているのでもございますが、そういう点で意見になるかもしれません。終わります。

○議長（名古屋史郎君）

ほかに御質疑ありませんか。
高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

図面について細かい説明がないんだけれども、こうした木を植えるところの土盛りとか、そういう関係はどういうことになっているか。本当に歩くところが平らなのか、それとも多少坂になっているのか。概略を。

○議長（名古屋史郎君）

建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

断面図という御質問ですけども。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

断面図というわけじゃないけれども、大体において木を植えるところは、歩くところから、たとえば二十センチぐらい土盛りをしてやるとか、そういうことはあるとかないか、そういうことです。

○議長（名古屋史郎君）

建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

何といいますが、平板を置きまして、通路のところは低くなりますし、それからなお庁舎

に上がります西側のところですが、これはスロープがつきますが、そのスロープの途中から噴水のように水が出て、下の池に落ちるとか、そういうような構造になっておまして、一つ一つどこがどういうふうに、ちょっと申し上げかねますけれども、ベンチのところは一段下げてあると、それぞれ立体的な面もかなり取り入れた構造になっております。そういうことです。

（「やむを得ない」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（名古屋史郎君）

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題になっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。佐々木昭雄君。

○二十番（佐々木昭雄君）

植樹について一言御意見申し上げます。

この植樹の内容につきましてちょっと見ますと、カイズカイブキが七本ばかり載っているんですけれども、この点につきましては前々から果実組合の方から赤星病の媒介木、宿り木と申すところか、そういうことで非常に新しく買われる市民の方にも

ぜひ植えないようにということ、前々から公の市役所とか、あるいは支所の前にも、前に注意書きを書いていたいたような経緯もございまして、庁舎の前ですから、そのカイズカイブキだけは除外していただきたいということを強く意見として申し上げたいわけでございます。約二キロ四方に菌が飛ぶそうですから、花壇から振りまかれたんではとても果実組合の方じゃないんです。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

うかつでした。変更します。

○議長（名古屋史郎君）

石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

私は三点ばかり要望というか、意見を申し上げたいと思うんですが、一つは先ほどの案件、市税条例の案件、専決処分のことに対しては今度はいい方に、おそらく植樹というのはいわゆる干ばつの時期に植えたり、何ていうか、夏の干ばつの時期に植えたり、冬の干ばつの時期に植えるものでないということで、時期を考えて、おそらく市長は専決されたんじゃないかと、こういうふうにい方にとりたいたいと思います。そういうことで植えた木が枯れないような、枯れたら補償させるということではなくて、枯れないように、しかもあの地質に沿ったようなものをおそらく選定されていると思うんですが。

次に一点として意見の中に入りたいのは、いま佐々木議員は何ていうか、カイブキを除外しろと、ばくはめがねをかけないと

よくわからないけれども、カシが載っているけれども、カシに似た特に百草園を周辺とした市内にはシイの木も非常にあるので、シイとカシを植えたらいんじゃないかということに要望というか意見に加えます。

それからこういう植栽、林議員も先ほど質疑の中でかなりされておったんですが、地元の業者を云々ということ、私はそういう面で地元の業者を使われるということもなお十分検討していただきたいということを、要望なり意見として申し上げますが、それとともにこれだけの市の百年の行事なので特に植樹に對しては、市長にはしかられるかもしれないけれども、森田市長に寄付するんじゃないんで、市の永久の財産として寄付するんだということ、木を寄付するということな人もないとも限らないので、公募して、そういう永久にわれわれの子孫に残るようなものを高德のある人は寄付してもらおうと、こういうこともこの中に織り込んだらどうかという意見を付け加えます。

○議長（名古屋史郎君）

次に谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） この植種の中で、樹種の中で私も佐々木議員の意見に全く同じでございます。それと先ほど市長が口を滑らせたのかどうかわかりませんが、市内業者で業務をやっており、これからも買ってもよろしいという声が出たようでございますので、ここに※印が打つてあるところは市で植栽をしておるやに見受けられるわけですが、それを強く意見します。

○議長（名古屋史郎君）

関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

ただいま市長から提案理由

の説明がございましたけれども、本議案は昭和四十九年の七月二十一日に、日野市日野五五九七番地に発生しました、擁壁崩壊事故でございます。昭和五十年の五月十二日、被害者青木俊晴の両親から日野市及び藤森茂夫並びに東京都を相手取りまして提起されました、総額三千七百八十八万八千七百六十六円の損害賠償請求訴訟事件でございます。市が中間の土地所有者等に対して起こしました別訴事件にかかわる和解締結及び損害賠償額の決定の議決をお願いするものでございます。和解の相手方につきましては議案書のとおりでございます。損害賠償額につきましても資料といたしまして提出してございます。損害賠償の請求額は先ほど申し上げましたとおり三千七百八十八万八千七百六十六円でございますが、青木さんの過失等を相殺いたしまして、損害賠償額は三千万円であります。そのうち市の負担分は約六〇％一千八百万でございます。市の負担額が六〇％となった理由につきましては、市の代理でございます網野弁護士から説明いただきましたが、和解を前提として話し合いの中で裁判長から強い要望もございました。これを市が否決をいたしますと、今度裁判が長引く、東京都が申し上げましたよ

として市の苗圃以外の一般農家で植樹しておる、それらも極力この契約業者に買わせるようなひとつ対策を意見としておきます。終わり。

○議長（名古屋史郎君）

ほかに御意見ありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって議案第四〇号、日野市庁舎防音改築工事に伴う植栽その他工事請負契約の専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第四一号、和解の締結及び損害賠償の額の決定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

議案第四一号につきまして提

案理由の説明を申し上げます。本議案は昭和四十九年に発生した擁壁崩壊に伴い、被害者の両親から損害賠償請求が出されましたが、このほど和解が成立いたしましたので、地方自治法第九十六条第一項第十一号、及び第十二号の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。なお詳細につきましては担当部長に説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

うに、最高裁までいくと、東京都は判決によってならば金額は幾らでも支払う、しかし最高裁まで提訴する、こういうことも言っております。そういうことになりましたと、青木さんに対しましても非常にかわいそうでもございますので、裁判が長引くということになると、三年も五年もかかる、こういうことから市はこれらのことを考えましてこの和解案に同意をいたしました、こういうことで和解が成立をいたしました次第でございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）

これより質疑に入ります。

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

この負担表を見ますと、東京

都が五十万円になりますけれども、これは非常に軽すぎるんじゃないかと思いますが、がけ崩れがあった直後私は現場を見に行つたんですが、崩れている擁壁を見ますと、そこにパイプでもって水抜きがあるわけですけども、それが短くて、ほんの耳かき程度になっていて、土が詰まって両側に当然裏詰めの砂利をやつてあるべきだけれども、やつてなくて、本当に役に立たなかったというわけです。というのはこれは東京都が監督の任に当たっているわけですけども、そうした監督が不十

分だったからそういうのを見のがしたというのか、怠慢であつたというか、わからないんですが、そうした監督の責任がしっかり設計したとおりできていれば、水がそこから流出して裏側にたまつたから、外側に押し出されたから、こうした惨事が起こつただけで、こうした監督の責任は都にありながら、都が正確にそうしてあつたならば、そうした惨事は起こらなかつたと思うんだけど、それにしてもこうした責任がありながら五十万円は非常に過少ではないかと思うんですが、どういふわけで五十万円になつたか、その理由を御説明していただきたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

その点につきましては東京都は日野ばかりではございませんで、三多摩全体こういうふうな立場にあるわけでございます。そういうことから都の責任ということになりますと、非常に問題がある。都は先ほども申し上げましたように、判決によることの損害賠償額ならば仕方がない、払いましょう。それで判決でない場合はこういう事件に都が責任を持つということになりますと、非常に大きな、たくさん事件があるわけでございますから、判決なら支払うという一本やりでございました。しかしこれはあくまでも最高裁まで争うという態度でございます。この五十万円という金は都の責任ということではございませんで、都が見舞金として出す、

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

この訴訟は二本立てになつておりますが、三千万円というのが市と被害者のほうと決まつたわけで、後の内訳については市とほかの関係者で分け前を裁判で決めたと思うんだけど、そういうわけじゃないんですか、なお名前が出てゐるんだけど、そうした関係について概略説明を願ひたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

東京都が工事、検査、監督者、藤森茂夫というのが中間の土地所有者でございます。その次も中間の土地所有者、それから建興社というのも中間の土地所有者でございます。それから戸倉昇というのは擁壁設置当時の土地所有者、三陽土木これが工事請負人、八秀興産というのが事故当時の土地所有者、それから土井基というのが中間の土地所有者、こういう内訳になっております。日野が千八百万、その他はこれらの関係の者がそれぞれ負担をする。これは市が別訴いたしました、これらが別訴で市が訴訟したわけですね、そういうことでこの額が和解として提案されたということでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

次に剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

いまの説明聞きますという、東京都は監督というのは、どういふことかしれませんが、現場

こういう形になっておるわけでございます。ですから東京都は判決で額が決定したならば、その額に従うと言っているわけです。この場合に和解の締結でございまして、そういうことから裁判所では五十万円は少ない、もっと出せということではなくして、見舞金ということで了承せざるを得ない、そういう報告を受けております。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

いかに上級官庁であろうとも、国だって悪いということで認めた場合には、かなりの額は出しているわけですけども、最高裁にいかなくなつたからそれが出なかつたというのか、その点はどうなんですか。

○議長（名古屋史郎君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

先ほど申し上げましたけれども裁判所のほうでは和解ということをお話してございます。そういうことで、和解しないで、これを裁判所が判決を下すということになりますと、非常に長年の年月が要するだろうということでございます。東京都が最高裁まで提訴するということになりますと、三年も五年もかかるだろう、そうすれば被害者に対して非常に被害者に迷惑をかける、こういうことから私はある程度までこの金額をのんで被害者に対して早く額を支払いたい、こういうことで和解に応じたということでございます。

監督と設計の監督でしようが、それに対して責任をもたないということになると、将来あてにならないことになるんですが、そうすると業者にも負担をかけておりますし、市が全面的に責任を持たなければならぬということになるわけですが、そういうケースが重なる、ということになりますと、もうほかの者はあてにならないことになりすね、そうすると将来の設計は市独自で全部責任を持たなければならぬと思うんですが、その態勢に対して自信が、そういう態勢はあるんですか、こう言うのも少しむちゃな言い方かもしれませんが、私はそこに不安を持ったわけですが、それと今後の工事については災害発生を予期した場合は、市独自の自信というんですか、責任を取る態勢でなければならぬんですけれども、それについての技術的な指導者とか、そういうようなものは十分あるんですが、なければどうするとか、そういうのか、市長に将来の態度についてひとつ伺ひたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

何よりも事故を起こさないということがもことになるんじゃないかと思ひますが、態勢については事故を起こさないという態勢で望む考えでございます。

それから、万が一ということがあつた一つのこれが事例でありまして、大変遺憾に思つておりますが、東京都は確かにものと責任をとってほしいという気持はありますが、都は別段この

工事を発注したわけではございませんし、いわゆる許認可の行政事務といえますか、行政責任で認可をしたと、認可のとおり、設計のとおりに工事がなされ、完全にやっておればまあ大丈夫だろうというのが、おそらく行政の許認可の限度であると思わざるを得ません。事実、東京都が都への建築確認の仕事をやりまして、その結果場所によっては違法もありますし、それからこの防災上の指導が、仮に不十分であったために火災が起きたと、あるいは何か災害が起きたということに一々許認可という立場で責任を持つということは、やはりむりだろう、やはり行政という立場から考えますと、言わざるを得ないと思うんです。狛江の水害事件はあれは明らかに建設省がみずから行った、発注をした工事でありますからして、それに対する責任は問われる立場にある。ただし許可、認可という形では私は余りそれを追及しましたならば、ほとんど行政というものの限界が生じてくると、そういうふうに考えます。当然それで満足したということではありませんが、お見舞いという立場でこの程度の負担をしようということですから、一応了としようと考えておるわけでございます。したがっていまして市も今後行政上の権限等を持つに伴いましての許認可等の事務もふえてくると思います。もちろんその許認可の裏付けまでやるのがよろしいわけですが、これはやはり一つの限界があるだろうと、したがってその仕事を施行する側の、あるいは発注する側の良心、それから施

の結果千八百万円を当市は負担する、ということに私は異存を持っているのではないんです。

それから和解と訴訟がどっちがいいか、悪いかというような問題。それについて論議をしているわけじゃなくて、東京都が指導し、監督することに責任を持たないということになれば、あてにもならないということになってくるわけです。そうすると宅地造成が私の方に、現在あるわけですね、十五小もあるし、十八小もあるし、山を崩してやっている。そのほかにまだまだあるかもしれない。これも東京都は一切あてにならないということですよ。しかしいま制度がある以上は、許認可の手続をとらなければなりません。しかしながら日野市が独自でもって責任を持たなければならぬという、千八百万はそれだとするならば、そのことの内容について私は文句を言っているわけでもないし、疑問を持っているわけでもないんです。そうであるならば日野市に自主的に、自分で造成について自信を持っている技術者があるかどうか。

いま土木の専門の学校を出てきた技士がいることも知っていますよ。それが全部、あらゆる土木事業について自信を持つ設計ができるかどうかということが一つ。

それからそういう業者に施工監督が十分できるかどうか、ということには私にはわからないから、もしその技術者がなければ技術者でそういうスタッフがもし日野市にないとするならば、

工業者の良識というものも伴わなければなりませんし、そこで手引きが行われたから事故になった。事故になった結果がまた責任を問われる、ということにならないようにしなければならぬということが、当然の行政のたてまえであろうと思っております。

この際は、われわれに言われました責任の部分は、上で工事をいたしておりますが、区画整理事業の中の道路側溝のことであります。そこに水が集中をいたしましたして、ある範囲の水が集中をいたしました、その側溝を越えてたまたまだれかによってつくられておった、水の道を水が伝わって擁壁の裏に入った。いずれも思いがけない偶発的な事故であった。結果においてはそう思うわけですが、しかし責任は責任でありますので、一定の責任は感じなければならぬ。その結果がこういう和解の内容でございます。ともかく市民の方に対して起こした事故でありますし、行政の責任ということで量を超えた情の部分も含めて和解を早くしたい、そういう結論がこういう内容でありますので、御了承をお願いしたいと思っております。

○議長（名古屋史郎君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

御丁寧な説明ありがとうございます。いましたが、私そういうことを聞いているんじゃない、和解の内容から見ますと、東京都は監督、指導の責任は持たないと言っているわけですよ。見舞金だと言っているわけですよ。そ

どういう手順でやるかということを考えなければならぬので、そうであるならば、市長、この自信をもつルートを市長に監督しろと言ったってむりでしょうし、失礼な言い方だけれども、だから技術者にそれをやらせなければならぬが、その陣容について考えを持たなければならぬが、市長いかがですか、ということを知っているんです。この説明について私は文句を言っているんじゃないですよ。それから質問しているのもないんですよ。そういう態勢であるという、日野市が全面的に責任を持たなければならぬが、その技術員をどういうふうに人員を整えますかと、こういうことを聞いているんです。そうしないと困るでしょう。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

市が直接発注する工事につきましては、一応と言っただけに思いますが、十分なこの設計なり、あるいは監督の能力を持つ、もうこれはそういうふうと考えております。

それからこれは許認可の行政事務の、東京都が加わる部分はその部分でありまして、指導ということはあると思いますが、監督ということがつまり問題になる部分だと思います。監督ということとは抽出的にはたまにはあるかもしれませんが、すべて認可をしたものは事後の監督までするということは、私は行政の責任である、というふうには言い切れなと思います。やはり

指導したとおりに間違いないく施行もするし、それからその内容も整っておるということで、初めて安全ということの率が高まるわけでありまして、それが一〇〇%あることは最も望ましいというふうには思いますが、それが思いがけないことがあるというのが、世の中に起こる事故のケースである。この事例もその一つであると言わざるを得ないと思っております。

市の擁壁等の、あるいは造成工事等の市が直接行っておりますものにつきましては、もちろん責任を持たなければなりませんしですが、民間がいわゆる許可を受けて造成をやっておるといふ、それに対してまで、市が責任を持つということの範囲には、私は入らないというふうには思っております。したがって指導体制、いまの市の能力としましては一応持ち得ておりますし、今後もっと基準の高いものを求められることになりましようから、技術職員も勉強もするし、能力を高めるといふ努力をしてまいらなければならぬ、こう思っております。

○議長（名古屋史郎君） ほかには御質疑はありませんか。

○十一番（石坂勝雄君） 自分は確認なんです、市長の剣持議員等の答弁の中で、これは法律的には自分はわからなんですが、いわゆる雨水排水等で、青木さんに対しては市が責任があるということ、やはり市民感情からいって、早期に何というか、こういうことは妥結して、打開することがいいん

だと、こういう観点に立った、ということで確認でいいですか、その辺……。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 結論をいたしましては、そのとおりであります。

○議長（名古屋史郎君） 次に谷 栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） 先ほど高橋議員の方から質問の中で、藤森茂夫さん以下ずっとこの方々の分類別の負担額が出ておるわけでございます。部長、早口でよく聞き取れなかったんですけれども、藤森、京栄、建興社、この三つのこれは、何か中間土地業者なんですか。それからその下は擁壁の業者ということですか。その下の三陽土木と八秀興産、これはどういう業者であるか。

それと中間報告の時点では、これらの方々は、出頭がどうもないというような中で、今回このような業者の分類別の負担額が出てきたんですが、これらが金額を了承して負担を背負って、早速その支出をしていくということのように見受けられるわけなんです、その点、いつ、どこでどのようにしてこれが支払われるのか、裁判所へ持ち込まれるのかどうか、それらをお聞きしたいと思えます。市が立てかえ払いで三千万払ってしまうのか、それとも分類的には、市は市なりの千八百万の負担額を支払うだけで済むのかどうか、それらをお聞きしたいと思いま

す。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 藤森茂夫というのは、中間の土地所有者でございます。所有者ですから、ずいぶん変わっているわけ、中間の土地所有者というのは、藤森、京栄、建興まで中間の土地所有者で、このように変わってきてるわけですね。所有者が……。それから戸倉というのは、擁壁設置当時の土地所有者、あそこをつくるときの土地所有者でございます。それから三陽土木は、工事請負人でございます。あの工事を請負った業者でございます。塩野もそうでございます。それから八秀興産というのは、事故当時の、その土地所有者でございます。それから土井というのも、これは中間の土地所有者ということで、土地所有者が非常にたくさん変わっているということです。

それから和解は、今月の二十七日に裁判所で和解の調停を行う。その時点でそれぞれの関係の者が、市は千八百万ですか、それを持参して、そして調印をする。二十七日です。今月の……裁判所で譲渡をする、こういうことです。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） 先ほどの皆さんの質問に答

ので、再確認の意味でそういう部類もありますのでお願いいたします。

まず第一点といたしまして、千八百万に對しましては、市が責任を認めて支払うか、あるいは情としてただ支払うのか、この点、もう一回はっきりと説明していただきたいと思えます。

それから二点といたしまして、東京都の責任を市が負担するような気持ちがあるかどうか。というのは東京都が五十万、日野市が千八百万と、こういうことでありまして、都がもう少し持ってもらえるんじゃないか、というようなところから、何らかその中に気持ちがある、千八百万は市としては少し多過ぎるというような気持ちがあるかどうか、この点をひとつお聞きいたします。

それから三点目に、前の二点に関連がございますが、いわゆる市が代理支払いをしておいて、第二次支払い任務として東京都もある、という判断の中で訴訟を起こし得るかどうか、起こすつもりがあるかどうか、この点をお聞きいたします。

○議長（名古屋史郎君） 助役。

○助役（前川恒雄君） 第一点につきましては、先ほど石坂議員の御質問に對しまして、市長が答えたとおりでございます。一応、私どもとしましては、全く責任がないとは思っておりませんが、しかし、やはり青木さんのいまの状況を、十分、情として私どもも考慮いたしまして、このような和解にこ

ぎつけた、こういうことでございます。

それから東京都の責任を市がかぶるかどうか、ということでございます。これにつきましても、先ほど剣持議員の御質問に對しまして、市長がお答えしましたとおりでございます。東京都の許認可事務についてのいわゆる責任があるかないかというのを、そのままそっくり市がかぶるものではございません。市がわれわれとして責任を感じておりますのは、その点ではなくて、先ほど市長が申し上げましたように、上の区画整理に伴う水が擁壁に流れ込んだ、というその点でございます。

最後の三点目につきましては、いま三浦議員の御質問のような内容の、私どもはそういう気持ちは現在のところ持っておりません。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

それでは東京都がいわゆる先ほど言っているように、許認可権をもってこの擁壁工事をこういうふうにする、それならよろしい、ということでご認可したわけで、工事屋の手抜きがない限りは、そのような状況で進められてるというわけです。市の区画整理事業につきましても、やはり都が介在してやっていると判断するわけです。そういう中で、許認可権あるいは規定どおりにやったものが、東京都では裁判でなければ、もう瑕疵は認めないんだというようなことでけつて、ごねてるというふうにとれるわけですが、そう

いうふうにけつてる。そうすれば、いわゆる規格どおりとか、あるいは許認可の条件の中でやったものが、たまたま被害が起った場合には、これはいわゆるこれだけのことをやれと言われて被害が起る場合には、私は人的不可抗力だと、こういうふうに考へてゐるわけなんです。したがって、そういうことになると、業者が出すのはっきり言うとか法的にはおかしいことになり、そういうわけですね、そういうことで、この中で私は残念でならないのは、一番悪玉といえますか悪いのは東京都だと、こういうふうに判断しているわけですが、その点考へているかどうか、お聞きいたします。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

東京都につきましては、結局、認可によるこのような事故に責任を負うかどうかと、こういうところでございます。東京都としましては、非常に数の多い許認可業務をやっているわけです。建設関係だけで……。これは東京都の言い分でございますけれども、それに全部責任を東京都が負うということになると、これは大変なことになる。これは、一東京都の問題だけじゃなくて、すべての都道府県あるいはその他の、とにかく許認可権を持ってる行政機関すべてにかかる重大問題であるから、とことんまで抵抗するといえますか、そういう姿勢でいたわけでございます。

私どもとしましては、それにつきまして、東京都のそういう

考え方につきましても、同じ行政をやっている者として、その言い分はわかるわけでございますけれども、東京都がゼロであるというところは、これは非常に困るということで、何度も裁判所にそのことを申し立てまして、先ほど部長から説明しましたように、一応、五十万という形で東京都は折れたということで、和解が成立したわけでございます。ですから東京都につきまして私どもがこれ以上東京都の責任を追及する、あるいは別に裁判を起す、というような考へはございません。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

それではこの問題は、これぞこういうことになってるわけなんです。東京都はほかの、たとえばあれは伊藤さんと言いますか、伊藤さんとか、あるいは中島さんとか、そういう人たちに對して、日野市がいろいろとめんどろ見たわけなんです。そういうことについては全然考へてないように見受けられるけれども、そういうところからこの五十万は安過ぎると私は言ってるんですが、その点どうですか。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

いまの御質問は、中島さんなどに私どもが一時先払いをしましたその件でございますね。その件につきましては、私どもと藤森の間で約束がございまして、その両方で負担をするという約束をしております。その中に東

京都は入っておりません。これは私どもとしましては、実を言いますと、あのとき非常に緊急の事態でございまして、いろいろ急いで処理をしないといけないということもございまして、東京都につきましては、それは一応それとして、青木さんの一番大きな額としてもこれはけたが違ふ大きな損害賠償でございますので、この中で東京都の応分の負担をという考へでいたわけでございます。ですからその他の分につきましては、日野市と藤森とで処理するということになっております。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

大体ね、そういうことから都になめられてるんですよ。私は、国に對してはよく日野市は、やれ防空ごうが掘ってあってだめだから、いま住民が困ってるから国に全部出せとか何とか言ってる市では一銭も出さないようなことで、わざとその工事を、何にもしないではあったらかしておいてギヤーギヤー言ってるだけだ、東京都となると勝手に自分が負担しちゃって払っちゃう、しかもスズメの涙どころじゃない。五十万なんて言えば、三十万のうちの五十万なんて言えば、大変な米粒みたいなものです。そういうものをもらって喜んでるというのは、姿勢がよくない、こう考へるんです。もっと強く出てやっぱりはっきりと責任の所在をすべきではないかと、こう考へますが、その点の御意見はいかがでしょう。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

この件につきましては、東京都は先ほどから繰り返し申し上げておりますように、認可による、こういうことで、日野市に限らずあらゆる場合で絶対に払っていないし払わないと、こういう姿勢なんです。ですから、特に日野市が弱腰で東京都から五十万円もらったという、そういうつもりじゃございません。私どもとしましては、言うべきことは言いましたし、東京都が特に日野市を、議員さんのおことはなめてかかっているというようなことではなくて、これは一つの東京都なりの日野市であろうが何市であろうが、共通して出てくる姿勢からきたものでございます。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

そういう都との交渉の中でいろいろやっていると、何か借りがあのような気がして小ちゃくなっているんじゃないか、という気持ちがあるので、しかし気持ちだけじゃなく、そういう気持ちがあればこそ、そういう態度だからこそ、こんなわずかな金でお茶を濁され、ごね得をされてる、というふうに取れるわけなんです。

東京都では、たとえば公害の関係からいっても、盛んにいろいろ考えられて、たとえばカドミウムの米も〇・七ppmの場合には、国がそう規定しても〇・四だとかというふうな非常に規定を強くして、そして被害を少なくするというふうな名目でやっていると、しからばこういう建築の問題につきましても、

○助役（前川恒雄君）

実は、この裁判和解の過程で、

最も私ども裁判官にいろいろお願いしたことが二つございます。

一つはいま三浦議員がおっしゃった東京都のことでございます。この五十万をこれは小さい、努力が足りんと言われればそのとおりかもしれませんけれども、私としまして、最も強く裁判所で訴えた点でございます。

それから一つは、先ほど谷議員からの御質問がありました債務補償の問題でございましたが、これも裁判所から言われましたが、これはもう絶対にできないということとで、がんばってまいりました。一応、私どもの主張が通ったわけでございます。なかなか、東京都はたてまえとしてはゼロである、東京都が一銭も負担するのはおかしいんだ、ということとでできたわけでございますけれども、確かに三千万のうちの五十万といえ、微々たるものと言えはそれとおりでございますけれども、一応の負担をさせたということで、私ども一定の努力のあらわれだ、というふうには自分では思っているわけでございます。その点の努力をしたか、という質問でございますのでこの点につきましては、細かくはどういうことを、どこでどう言ったというふうなことは細かくは申し上げませんけれども、私どもとしましては、非常に力をここに集中した点でございます。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

こういう機会に改めさせるような気持ちがないかどうか。それを改めさせればこういう被害もないだろうし、少なくともだろう。限度からいってですね……。ある一定限度まできた人は大丈夫、それ以上の者だけがひっかかるということになるだろうし、そうなれば工事をやった人とか、あるいは土地の所有者も、あるいは日野市のようなものも払わなくて済む、というような状況になる。先ほど私が言ったように、許認可を与えるということは、それでも許認可権でこうなるんだというふうに決めた以上は、それで何か被害が起こった場合には、もう不可抗力というふうな考え方で進まざるを得ないのが現在の法律上の実態である、こういうような考え方をすれば、やはりごね得をするんじゃないくて、いろいろ住民のこともあるいは都民のことも考えてもらわなければならない、そういうことなんです。したがって、こういうことを機会にいたしまして日野市ではもっと規制を十分検討して、たとえば地震で言えば、マグニチュードですか、八までは大丈夫だとか、あるいは一〇までは大丈夫だとかというような基準によっていろいろあるわけなんです、そういう基準の決め方等につきましても、東京都でこれはいままでの少し弱かったからこういうふうにするんだというような気持ちになるような、自己反省をさせるような行動に出たかどうか、その点お聞きします。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○二十七番（三浦重春君）

それではその五十万の一件

ですが、損害賠償としては出さないと、いわゆる見舞金として出すんだと、こういうふうには東京都は言っていると、見舞金というのはいろいろあると思うんですね。五十万もあるし、十万もあるし、百万もあるし、一千万もあるということなんです。どうして五十万というそんなわずかな金になったかというところ、見舞金として出すならやはり出し方が決まっていれば出せるんだらうと思うんですね。逆に考えて、課長までの決裁が五十万だから、五十万は課長の決裁区分で出せるんだとか、あるいは都知事はどうか、幾ら以上は議会にかけなければいけないんだとかいうような状況の中で、この五十万が決まったかどうか、そこらのところをどのように突っついたかお聞きいたします。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

いろいろ御質問があるわけですが、私は理論的に少し別な考え方を持っています。と申しますのは、法律も行政もこれはいまの認められる一つの常識で成り立っていると思うんですけれども、そこで確かに権限に伴う責任というものは、なるべく明確でなければならぬと思います。しかしながら一方には法律が定めた許認可を行う官庁が許認可を一定の条件のもとに与えたために、その結果、許認可以外の事件で事故が起きたと、その補償を全面的に持てという

ことは理論的に私は成り立たないと、こう思います。しかし聞いたところはやはりいまおっしゃられるような気持ちから、許認可の責任ということもやはりその立場によって問わなければなりませんので、いま助役が答えましたように相当強く問うたということでもあります。これは先ほどなたかの質問にも言いましたけれども、指導ということはこれはしなければなりません、じゃそれに伴う監督ということは果たして行えるべきものであろうかどうか、私の権利の部分もあると思います。したがってその行政側もそういった許認可を行ったから最終的に事故の起こった賠償責任まで持つという、そういう関連性は私は成り立たないと、われわれにしてもそうである、こう思うわけがあります。東京都が認可を与えたその認可の責任ですべての責任を持つということは、やはり一定の限度がある。だから東京都が判決によってそういう判断が出るものであればこれは応じなければならん、これはやはり法理論のたてまえでありますから、自信を持ってそう言っていると思うんです。そういうことが成り立つはずはないという考えがあるからだと思います。多少、食い違う部分があるかもしれませんが、私どもの考え方は、いま何か東京都に最大の原因者である責任があるというふうには追及することは、やはり一定の限度があるだろうというふうに思っております。以上のことで多少質問等に欠けている点はあるかと思えますけれども、考え方はそういうふう

市民の金一千八百万というのは大きい金ですが、この亡くなった人に対する負担としてはきわめて弱小である。したがって何かの関係で取れるものならば国とか都から取ってやって、さらに上乗せをすべきではないかというような考え方で聞いているわけですよ。五十万をふやせとかだけじゃなくて、そういう考え方の中でやはり交渉しろと、東京都はとにかく二兆も三兆も金を持っているんですから、そういう中から五十万なんかおかしいんじゃないかというようなことで、それはいろいろ考え方はありますが、市民のとうとい金と比べれば、これは東京都で支払う金ですが、やはりそういうことを交渉し、さらに先ほど言っているような基準の問題、指導の問題等もからだ、指導によって施行者がつまり責任がどこまであるのかという問題もあるし、また指導の限度というものをそれではいろいろ挙げなければならぬんじゃないかという問題も起こるであろうと、そういうものもろの問題をこの中で解決しなければいけないんだというふうに考えて質問しているわけなんです。それで先ほどもほかのものということで伊藤さんとかあるいは中島さんに出した金についても、これをお見舞金として出すならば、当然東京都でもお見舞金を出してしかるべきだと、こういうふうに考えているわけです。そういうことも市だけでかぶっちゃって藤森さんとかいう人と話し合って、じゃ二人で持ちましようなんてやってしまうから、結局、第二弾としてはこういう問題に

うに思っているということを申し上げたいと思います。また国に対しても私は他の場合も同様だと思います。いま梅ヶ丘の事例を出されましたけれども、梅ヶ丘の事例こそまさにこれが国が行った直接的な行為でありまして、やはり国に責任を持ってもらうというこの態度は自治体の態度として正しいと、こう思っております。

○議長（名古屋史郎君）

次に：（「ちょっと待ってく

れよ、聞いていることに回答していないんだよ。」と呼ぶ者あり）五十万の根拠などについて、市長、さらに答弁願います。

○市長（森田喜美男君）

ですからそれを問われても、やった部分もあるし、やってない部分もあります。私どもの考えはいまお話ししたようなことがやはり限度である、こう思っております。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

これはいろいろ問題点があると思うんです。しかもこれは法律で裁判の判決によって決めれば確かにいいわけなんです、そういう中で、それでは市はやはり市民が被害をこうむっているというわけで決めかねると、そこまで持っていくわけにいかないんだという気持ちはわれわれみんな持っていると思うんです。そういうことでごねた人が得をして、ごねられたものが損をする、それで市民と一緒に苦しむのが市だというふうに私はなっていると思うんです。

なってくるということで、いろいろ問題点はあると思いますが、私の質問は終わります。

○議長（名古屋史郎君）

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題になっております本件については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。よって議案第四一号、和解の締結及び損害賠償の額の決定の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後四時二十六分 休憩

午後四時五十四分 再開

○議長（名古屋史郎君）

休憩前に引続き会議を開きます。

これより議案第四二号、昭和五十二年度日野市一般会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

議案第四二号につきまして提案理由を説明いたします。本議案は昭和五十二年度日野市一般会計補正予算第一号であります。補正の内容につきましては日野新坂がけ崩れ事故に伴う経費一千七百四十五万円と、昭和五十年年度保育所に関する都補助返還金二万八千円であります。詳細につきましては担当部長に説明をいたさしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

歳入歳出全般について関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）

それでは議案第四二号につきまして御説明をさせていただきます。ただいま提案理由のとおりでございますが、今回の補正は歳出のみの補正でございます。総額が一千七百四十七万八千円でございます。そのうち報償費の九十五万円、これは日野新坂下の新坂がけ崩れにかかりますところの弁護士費に關します費用でございます。

それから二十二、一千六百五十万円は前議案の四一号で御議決を賜りましたように、差し引きましての一千六百五十万円の追加補正でございます。下欄の二万八千円は五十年年度の入院助産分の確定に伴います返還金でございます。合計で一千七百四十七万八千円、同額を予備費をもって充てた次第でございます。よろしく御審議を賜りたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題になっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。よって議案第四二号、昭和五十二年度日野市一般会計補正予算（第一号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第四三号、昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。理事者

から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

議案第四三号につきまして提案理由を説明いたします。本議案は昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計補正予算であります。これは乳牛の共済価額同保障割合の引き上げ及び種豚の共済加入により家畜共済勘定を六十五万八千円増額するものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさしますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

歳入歳出全般について関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）

それでは御説明申し上げます。ただいま市長の方からの提案理由のとおりでございますが、今回特に緊急に増額補正をお願いする理由を簡単に申し上げますと、一つといたしましては乳牛関係で加入者の方から、事故が起きた場合、現在の共済金額では低すぎると、掛金が上がってもよいから共済金額を引き上げてほしいと、こういう申し出がありました。これに基づきまして加入者、三戸の方でございますけれども、条例第七十一条の規定によりまして保障割合、これを現在二八・五%でございますが、八%引き上げまして平均三六・五%のよういたしました。

また二つの理由をいたしましては種豚でございますけれども

も、種豚を飼育している農家の方、四戸三十一頭が新たに共済に加入いたしました。このようなことによりまして今回早急に掛金、いわゆる保険料を一括して支払わなければならない、その他事務手続等がございますので、ここに補正をお願いしたわけでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

これより質疑に入ります。

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

現在二八・五%で、万一、事故があつて倒れた場合はどのくらいの保障金もらえるか。その点。牛によって違うが、平均してどの程度……。

○議長（名古屋史郎君）

生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）

予算上でございますけれども、予算上におきましては危険率というものを若干みてございます。そういう中で一頭につきまして乳牛につきましては約七万強でございます。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

掛金はどのくらい掛けることになるんですか、新しいものと今度のものと比較して。それでは対象は何頭ぐらいか。

○議長（名古屋史郎君）

生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）

現在乳牛につきましては三十一頭加入してございますが、掛金におきましては

共済価額、これが若干引き上げられてございます。基本となります。価格が引き上げられてございますので、約二五%現在の掛金よりは引き上げられるということでございます。（「現在の掛金につきまして、どのくらいの掛金になっているか、それを」と呼ぶ者あり）ちょっと細かい資料持ち合わせておりませんので、担当者のほうでちょっといま聞いてまいりますけれどももしよろしければ後ほどお答えしたいと思います。（「それで結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 次に谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） 現在、養豚やっていらっしゃる軒数とそれから頭数と、それらどのくらいか。

○議長（名古屋史郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君） 今回、種豚として加入される方は三戸三十一頭でございます。これが新しく加入されたということです。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を結びたいと思います。お諮りいたします。ただいま議題になっております本件については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたし

ました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を結びたいします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。

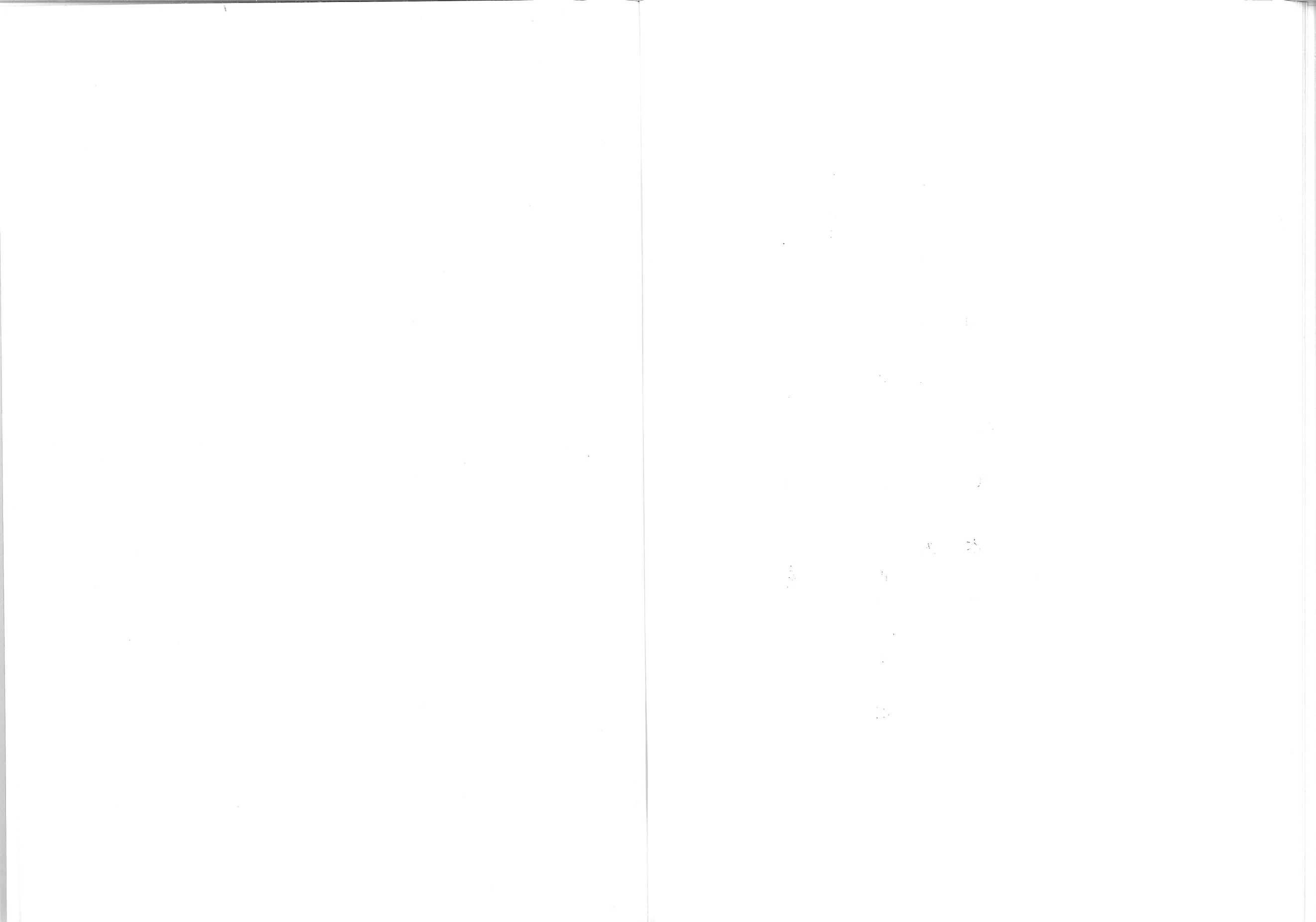
よって議案第四三号、昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第一号）の件は、原案のとおり可決されました。以上をもちまして本日の日程はすべて終わりました。これをもって昭和五十二年第一回臨時会を閉会いたします。

午後五時五分 閉会

右、会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十二年四月 日

日野市議会議長	名古屋史郎
署名議員	大下博
署名議員	本間久



5017538

日野市立図書館 ☎81-7354



5017538